

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税種別割などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

○ 納税の猶予制度に関するお問い合わせ先

| 税目 | お問い合わせ先 | |
|-----------------|----------------------------------|--|
| 法人県民税 法人事業税 | 西部県税事務所 | 077-522-9802 |
| 自動車税種別割 | [お住まいの区域の県税事務所へお問い合わせください。] | |
| | 大津市 | 西部県税事務所 077-522-9802 |
| | 高島市 | 西部県税事務所高島納税課 0740-25-8012 |
| | 草津市・守山市 栗東市・野洲市 | 南部県税事務所 077-567-5406 |
| | 近江八幡市 | 中部県税事務所 0748-22-7707 |
| | 東近江市・蒲生郡 | 中部県税事務所甲賀納税課 0748-63-6106 |
| | 甲賀市・湖南市 | 中部県税事務所甲賀納税課 0748-63-6106 |
| | 長浜市・米原市 | 東北部県税事務所 0749-65-6606 |
| | 彦根市 愛知郡・犬上郡 (県外) | 東北部県税事務所湖東納税課 0749-27-2206 自動車税事務所 077-585-7288 |
| 個人事業税 不動産取得税 | [納税通知書をお送りした県税事務所へお問い合わせください。] | |
| | 西部県税事務所 | 077-522-9802 |
| | 西部県税事務所高島納税課 | 0740-25-8012 |
| | 南部県税事務所 | 077-567-5406 |
| | 中部県税事務所 | 0748-22-7707 |
| | 中部県税事務所甲賀納税課 | 0748-63-6106 |
| | 東北部県税事務所 | 0749-65-6606 |
| | 東北部県税事務所湖東納税課 | 0749-27-2206 |

○ よくあるご質問

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少されるものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば、特例を利用できます。

Q フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・収入減少などの要件を満たせば、特例の対象になります。

Q すでに、納期限を過ぎている場合、特例の利用はできますか。

- ・納期限を過ぎている場合は、特例を利用できません。
- ・その場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞金がかかります。）。詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば、売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には、口頭により状況をおうかがいします。
- ・また、例えば前年の月別収入が不明な場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、現行の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞金がかかります。）。詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。